

企業労務にまつわるトラブル事例と 事後調査・対応の実際

—実務上の留意点も踏まえて—

●日 時● 2017年 3月22日(水) 13:00~17:00

●会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

●講 師● アンダーソン・毛利・友常法律事務所

弁護士 今津 幸子 氏

◆開催にあたって

企業が事業活動を行う上で、事業活動を行う「人」、すなわち従業員との関係は非常に重要です。企業が労働関係法令を遵守し、従業員との関係を良好に築いていくことは、従業員が自らの能力を十二分に発揮して自らの職務を遂行することにつながり、ひいては、企業の事業活動にも寄与するものであり、中長期的な視点から見たときに企業の発展に必ずつながるものです。

しかし、どんなに企業が注意していても、人と人が存在するところには、大小を問わず、トラブルが発生することもまた避けられません。特に労務トラブルについては、初期対応を誤ると、当初予想していた以上にトラブルが大きくなり、事態の收拾がつかなくなることも決して珍しいことではありません。

そこで本講座では、企業労務にまつわる様々なトラブルのうち、よく見受けられる事例について、法令上の問題点や企業が対応していくための留意点等につき、具体的に、かつ実務的な観点も踏まえて概説いたします。

《詳細は裏面をご覧ください》

●受講料● 1名(税・資料代含む)

| | |
|-----|----------------------|
| 正会員 | 32,400円 本体価格 30,000円 |
| 一般 | 35,640円 本体価格 33,000円 |

- 申込書に所定事項ご記入の上、下記担当者あてにFAXいただくか、当会ホームページからお申し込みください。後日(開催日1週間~10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。
- 申込書をFAXにてご送信いただく際は、FAX番号をお間違えないようご注意ください。
- よくあるご質問(FAQ)については当会ホームページでご確認いただけます。
〔TOP〕→〔公開セミナー〕→〔よくあるご質問〕
- お申込み後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますので、お申込者をご出席できない場合には、代理の方のご出席をお願い申し上げます。
- 最少催行人数に満たない場合は、中止とさせていただきます。

一般社団法人企業研究会

担当：福田 E-mail: fukuda@bri.or.jp

〒102-0083

東京都千代田区麹町 5-7-2 麹町 M-SQUARE 2F

TEL 03-5215-3512 FAX 03-5215-0951

一般社団法人企業研究会 セミナー事務局宛 FAX 03-5215-0951

*当会ホームページ (<https://www.bri.or.jp>) からもお申込みいただけます。

| | | | |
|--------------------------------|------|-----------|--|
| 161766-0305(※) | | 2017.3.22 | |
| 申込書 企業労務にまつわるトラブル事例と事後調査・対応の実際 | | | |
| 会社名 | フリガナ | | |
| 住所 | 〒 | | |
| TEL | | FAX | |
| ご氏名 | フリガナ | 所属 役職 | |
| E-mail | | | |
| ご氏名 | フリガナ | 所属 役職 | |
| E-mail | | | |

*お客様の個人情報は、本研究会に関する確認・連絡、および当会主催のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

企業労務にまつわるトラブル事例と事後調査・対応の実際

講師 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士 今津 幸子 氏

【経歴】平成3年慶應義塾大学法学部卒業。平成5年司法試験合格。平成8年弁護士登録と同時にアンダーソン・毛利法律事務所(現アンダーソン・毛利・友常法律事務所)入所。平成17年同事務所パートナー就任。第一東京弁護士会所属。経営法曹会議幹事。平成19年から平成22年まで慶應義塾大学法科大学院准教授。ハラスメント問題、労働者派遣問題を始め、人事労務分野に関する論文・講演多数。

●プログラム●

13:00

【第1部】企業労務トラブル事例・対応

事例1 社員から残業代を要求されたら？

事例2 社員からハラスメントの申立てを受けたら？

事例3 社員が労働災害の申請をすと言ってきたら？

事例4 メンタル不調により休職していた社員から復職の申請があったら？

事例5 退職した社員から、『離職票の退職理由が違う』と苦情がきたら？

休憩

【第2部】事案が発生してしまった場合の調査・対応とは

I. 申立て・苦情の内容を確認する

申立て・苦情の内容確認の際の留意点とは？

II. 事実調査を行う

客観的な証拠を収集する際の留意点とは？

第三者から事情聴取する際の留意点とは？

III. 会社としての対応を決定する

会社としての対応を決定する際の留意点とは？

官公庁等、社外に対する対応における留意点

IV. まとめ

17:00

※講師とご同業の方は受講をお受けしかねる場合がございます。予めご了承ください。